

意匠法の改正について  
～保護対象②建築物の意匠編～

特許業務法人藤本パートナーズ  
副所長 弁理士 野村慎一

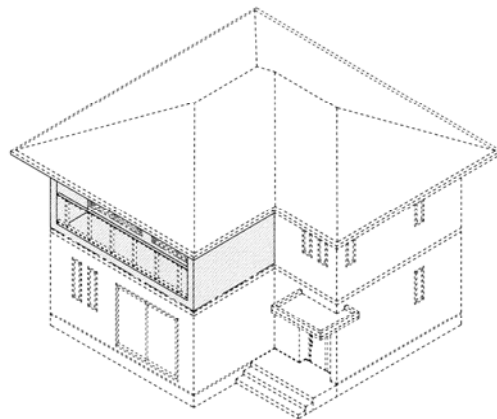
# 建築物の意匠

## 改正前の意匠法

意匠とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるもの（第2条第1項）。

改正前の意匠法では、「物品」の形状等を保護対象としており、「物品」は、有体物である動産を意味するとされている。そのため、組立式の建物等のように、工業的に量産され、販売時に動産として取り扱われるものについては、物品と認められ、意匠権で保護することができるが、土地に定着した建築物等の不動産は物品とは認められず、意匠法による保護の対象外とされていた。

組立家屋  
登録第1620213号



建築物の外観の例



コマダ珈琲店岩出店

# 建築の意匠の改正背景

改正前の意匠法では、意匠は、「物品（物品の部分を含む...）の形状等」と定義されており、「物品」は、有体物である動産を意味し、不動産である「建築物」については保護を受けることができなかった。

そのため、我が国においては、極めてデザイン力の高い建築物が多数創作されてきているにもかかわらず、その保護が十分ではないとの指摘があった。

また、昨今、モノのデザインのみならず、空間のデザインを重視する観点から、建築物のデザインの巧拙は、企業収益の獲得にとっても不可欠な要素となっている。

加えて、住宅の販売においても、消費者の住居に対する美的意識の向上に伴い、その形状、色彩等のデザインを訴求する形で販売活動を行う不動産販売会社も多くなってきている。

こうした建築物のデザインについては、多額の投資を行ったうえで設計されており、これらが容易に模倣されるようであれば、デザイン投資の収縮を招くこととなる。

上記の状況に鑑み、令和元年の意匠法改正において、従来の「物品」に加えて、「建築物」が新たに意匠法の保護対象となった。

# 建築物の意匠（改正条文）

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、**建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等**又は…省略…

意匠法上の建築物の意匠を構成するための要件

1. 土地の定着物であること。

土地：平面、斜面等の地形を問わず、海底、湖底等の水底を含む。

定着物：継続的に土地に固定して使用されるものをいう。

2. 人工構造物であること。土木構造物を含む。

構造物：意匠登録の対象とするものは、建築基準法の定義等における用語の意よりも広く、建設される物体を指し、土木構造物を含む。通常の使用状態において、内部の形状等が視認されるものについては、内部の形状等も含む。

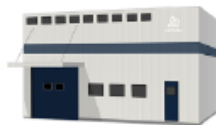
商業用建築物



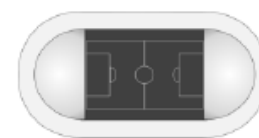
住宅



工場



競技場



橋梁



煙突



# 建築物の意匠

意匠法における建築物に該当しないもの

1. 土地の定着物であることとの要件を満たさないものの例

(a) 土地に定着させ得るが、動産として取り引きされるもの

例：庭園灯

(注) 建築物に付随するものであれば、建築物の意匠の一部を構成するものとして扱う。

(b) 一時的に設営される仮設のもの

例：仮設テント

(c) 不動産等の登記の対象となり得るが、動産として取り引きされるもの

例：船舶、航空機、キャンピングカー

(注) ただし、これらに該当するものであっても、意匠法上の物品に該当するものは、物品の意匠として意匠登録の対象となり得る。

# 建築物の意匠

## 2. 人工構造物であることとの要件を満たさないものの例

### (a) 人工的なものでないもの

例：自然の山、自然の岩、自然の樹木、自然の河川、自然の滝、自然の砂浜

### (b) 人の手加えられているものの、自然物や地形等を意匠の主たる要素としているもの

例：スキーゲレンデ、ゴルフコース

### (c) 土地そのもの又は土地を造成したにすぎないもの

建築物の一部について意匠登録を受けようとする意匠であって、意匠登録を受けようとする部分に人工構造物に該当しないもののみが表されている場合も、本要件を満たしていないと判断する。

# 建築物の意匠

## 意匠審査基準第Ⅳ部 第2章 4.3

### 建築物又は土地に固定したものが表されている場合の一意匠の考え方

社会通念上、建築物又は土地に継続的に固定し任意に動かさない、建築物に付随する範囲内の物品については、建築物の意匠の一部を構成するものとして取り扱う。植物や石等の自然物であって、建築物又は土地に継続的に固定するなど、位置を変更しないものであり、建築物に付随する範囲内のものについても、建築物の意匠の一部を構成するものとして取り扱う。

#### (参考)6.2.4 建築物の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の形状等の評価

意匠の類否判断において、建築物の一部に、意匠を構成する自然物等が含まれている場合は、例えば植物の枝葉や花の形状等のように、自然が生み出した造形からなる形状等自体は、意匠の特徴として考慮しない。他方、人工構造物と自然物等との位置関係や、それらを含めた建築物の意匠全体の構成については、当該造形的特徴を考慮する。

# 建築物の意匠

＜建築物の意匠の一部を構成するものとして取り扱うものの例＞

① 建築物の構造体の仕上げ材等

例：瓦、壁紙、タイル、フローリング、床に張り込んで用いるカーペット、畳など

② 建具、固定された什器等

例：扉、窓、作り付けの間仕切り壁、天井つり下げ等、天井埋め込み灯、ブラインド、映画館の座席

③ 建築物に付随する屋外に固定されたもの

例：ウッドデッキ、ペDESTリアンデッキ、門柱、敷設ブロック

④ 建築物に付随する範囲のものと判断される植物や石等の自然物

例：建築物の外壁に固定したグリーンウォール

建築物の床面に固定するなど、位置を変更しないプランター内の植物

家屋とそれに付随する門柱との間に植えた立木

ホテルに付随する前庭の植物



# 建築物の意匠

## 意匠審査基準第Ⅳ部 第2章 4.4

建築物に一時的に配置するもので、任意に動かすことができるものが表されている場合の一意匠の考え方

建築物の意匠として出願されたものの一部に、社会通念上、一時的に配置するもので、任意に動かし、配置を変更することができるものを含んでいるときは、これらのものは建築物の意匠を構成しないものとして取り扱う。

＜建築物の一部を構成しないものとして取り扱うものの例＞

例：住宅のテーブル、オフィスの椅子、ホテルのベッド、洗濯機、冷蔵庫、ラグ置き畳、ゴミ箱

# 建築物の意匠

## 意匠審査基準第Ⅳ部 第2章 4.6

### 建築物に画像が表示されている場合の一意匠の考え方

建築物及びそれに附随する範囲内の土地に固定した画像表示器等の表示部に意匠法上の画像が表示されている場合は、建築物の付属物と捉え、建築物の意匠を構成するものとして取り扱う。

＜建築物の意匠を構成するものとして取り扱うものの例＞

例：建築物の外壁に固定した画像表示器の表示部に表示された時刻表示用画像

**建築物及びそれに付随する範囲内の土地に固定したプロジェクター等によって建築物の内外壁や天井等に投影された画像も同様に、建築物の意匠を構成するものとして取り扱う。**

他方、**建築物及びそれに付随する範囲内の土地に固定せず単に配置したにすぎない画像表示器等に表示された画像や、建築物等の外方から投影された画像**であると判断する場合は、**建築物の意匠を構成しないものとして取り扱う**。よって、建築物の意匠として出願されたものが、これに該当するものを含んでいる場合は、一の建築物の意匠に該当しないと判断する。

ただし、組物の意匠として出願され、組物の意匠の登録要件を満たすものである場合は、この限りではない。

# 建築物の意匠

## 意匠審査基準第Ⅳ部 第2章 4.7

建築物に照明器具を点灯させることによって生じる模様が表されている場合の一意匠の考え方

建築物及びそれに付随する範囲内の土地に**固定した**照明器具を点灯させることによって建築物の内外壁等に模様又は色彩が表されている場合は、**建築物自体の模様又は色彩と捉え、建築物の意匠を構成するもの**として取り扱う。

他方、建築物及びそれに付随する範囲内の土地に**固定せず単に配置したにすぎない**照明器具を点灯させることによって表された模様又は色彩や、**建築物及びそれに付随する範囲内の土地の外方の照明器具を点灯させることによって表された模様又は色彩と判断する場合は、建築物の意匠を構成しないもの**として取り扱う。

# 建築物の意匠の出願方法

「意匠に係る物品」の欄に、建築物の具体的な用途を明確に記載する。

様々な業種のテナントが入る大規模施設など、複合的な用途を持つ建築物については、「意匠に係る物品」の欄に「複合建築物」と記載し、具体的な用途については、「意匠に係る物品の説明」の欄において説明する。

＜単一の棟（構成物）について出願する場合の記載例＞

例：住宅、校舎、体育館、オフィス、ホテル、百貨店、病院、博物館、橋梁、ガスタンクなど

＜複数の棟（構成物）について出願する場合の記載例＞

例：学校、商業用建築物 など

＜複合的な用途を持つ建築物の場合の記載例＞

例：【意匠に係る物品】複合建築物

【意匠に係る物品の説明】この建築物は、低層階を店舗、上層階を宿泊施設として用いるものである。

# 建築物の意匠の出願方法

建築物の一部について意匠登録を受けようとする場合、「意匠に係る物品」の欄には、意匠登録を受けようとする部分の用途ではなく、建築物の用途を記載し、願書のその他の記載や図面等の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分の用途及び機能が明らかではない場合は、「意匠に係る物品の説明」の欄において説明する必要がある。例えば、**住宅の浴室の部分について意匠登録を受けようとする部分とする場合、「意匠に係る物品」の欄には、「浴室」ではなく、「住宅」と記載する。**

## <図面について>

基本的に物品の意匠の出願図面と同様だが、「内側」の一部について意匠登録を受けようとする場合、意匠登録を受けようとする部分の形状等及び用途と機能の認定に支障が無く、かつ、出願人が建築物全体の形状等における、位置、大きさ、範囲がありふれたものであると考える場合には、**建築物の外側の開示は不要。**

建築物全体における位置、大きさ、範囲が開示されていない場合は、それらがありふれた範囲内のものであると認定される。

出願人が、建築物全体における位置、大きさ、範囲に特徴があると考えられる場合など、必要がある場合は、建築物全体を開示することも可能。

複数の構成物からなる建築物について一意匠として意匠登録を受けようとする場合、それらの位置関係が明らかとなる図を少なくとも一図開示する。

**※詳細は「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」参照**

# (参考)建築物の意匠の類否

(意匠審査基準第IV部 第2章 6.2.3 用途及び機能の類否判断)

## (1) 建築物の意匠同士の用途及び機能の類否判断

両意匠の用途及び機能の類否判断に際して、まず対比する両意匠の意匠に係る物品の欄に記載された用途をふまえた上で、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づき用途及び機能を認定する。

両意匠の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能に共通性があれば、両意匠の用途及び機能が類似すると判断する。

例えば、「住宅」、「病院」、「レストラン」、「オフィス」のように、人がその内部に入り、一定時間を過ごすという点で、用途及び機能に共通性があるものは、それらの建築物の用途及び機能は類似すると判断する。

他方、例えば土木構造物においては、橋梁のように河川等の上に道路や鉄道等を通したり、電波塔のように放送や通信のための電波を送信するなど、人がその内部に入り、一定時間を過ごすこととは異なる様々な固有の用途を持つものが存在することから、「住宅」等と用途及び機能が類似しないと判断する場合や、土木構造物同士であっても、用途及び機能が類似しないと判断する場合がある。

# (参考)建築物の意匠の類否

(意匠審査基準第IV部 第2章 6.2.3 用途及び機能の類否判断)

## (2)建築物と物品の用途及び機能の類否判断

建築物の意匠と物品の意匠の用途及び機能の類否判断についても、(1)と同様であり、両意匠の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能に共通性があれば、両意匠の用途及び機能が類似すると判断する。

例えば、建築物の意匠である「住宅」と、物品の意匠である「組立家屋」については、人が居住するために用いるものである点で、その用途及び機能に共通性があることから、両意匠の用途及び機能は類似すると判断する。

※「組立家屋」とは、市場で流通する動産であって、意匠法上の「物品」に該当するもの。

# (参考)建築物の意匠の類否

(意匠審査基準第IV部 第2章 6.2.3 用途及び機能の類否判断)

## (3) 建築物と内装の用途及び機能の類否判断

建築物の意匠と内装の意匠の用途及び機能の類否判断についても、(1)と同様であり、両意匠の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能に共通性があれば、両意匠の用途及び機能が類似すると判断する。

例えば、建築物の意匠である「住宅」について、その内部の居間の部分を意匠登録を受けようとする部分とした意匠と、内装の意匠である「住宅用居間の内装」については、いずれも内部において人が一定時間を過ごすために用いるものであるという点で、用途及び機能に共通性があることから、両意匠の用途及び機能は類似すると判断する。



# (参考)建築物の意匠の類否

(意匠審査基準第IV部 第2章 6.2.5)

## (1)用途及び機能が類似する例

### ① 住宅、病院、レストラン、オフィス

これらにはいずれも、人がその内部に入り、一定時間を過ごすために用いられるものであるという点で、用途及び機能に共通性がある。

### ② 鉄道橋と道路橋

## (2)用途及び機能が類似しない例

### ① ガスタンクとホテル

### ② 橋梁と灯台

## (3)形状等が類似し、用途及び機能が同一の例



公知意匠：戸建て住宅



出願意匠：戸建て住宅

# (参考) 日本意匠分類の改正

## 【建築物・内装のデザイン】

分類記号		分類の表示	
		現行	改正後
L 3	0	その他の組立て家屋、屋外 装備品等	その他の建物、屋外装備品等
L 3	2 0 0 0	組立て家屋等	建物
L 3	7		内装

※L32000には建物として、例えばビルディング、タワーマンション、学校、展示場等が含まれる。  
分類の表示に変更がない、L321（組立て家屋）には家屋のほか、低層マンション、共同住宅等が含まれる。

# ご清聴ありがとうございました

ご質問・ご相談がございましたら下記までご連絡ください

〈特許業務法人 藤本パートナーズ〉

副所長 弁理士 野村 慎一

TEL 06-6271-7908

メール [nomura@sun-group.co.jp](mailto:nomura@sun-group.co.jp)